

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

当社は Web 制作会社としての専門性を活かし、取引先の DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を支援しています。

具体的には、企業ホームページや EC サイトの制作・運用を通じた販路拡大支援、Web 広告や SEO などの集客施策、

CMS 導入・業務システムとの連携による業務効率化、そしてサイバーセキュリティに関する基本的な助言など、

実践的な IT 活用支援を行います。

加えて、取引先企業内での IT 人材育成のためのサポートや、制作後の運用レクチャー等も行い、

持続的なデジタル活用の定着を後押ししています。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

従業員の心身の健康を重要な経営資源と位置づけており、健康経営の推進に取り組んでいます。

取引先に対しても、自社で取り組んでいるリモートワーク制度や柔軟な労働時間制度の導入事例を共有し、

働きやすい環境の整備に関する情報提供を積極的に行っています。

また、ストレス軽減のための福利厚生施策、定期的な体調ヒアリングの仕組みなど、健康増進に資する取り組みを外部と連携しながら進めてまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り上げ一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、価格交渉の際に適正な労務費・制作費を尊重し、直接の取引先にとどまらず、その先のパートナー企業にも価格転嫁が行き届くよう配慮した価格設定を心がけています。こうした方針は、サプライチェーン全体に周知されるよう、社内外への情報発信を通じて積極的に共有してまいります。

パートナーシップ構築の趣旨を当社の取引先・協力会社へ広く共有し、本宣言の趣旨に賛同する企業が増えるよう、Webサイトや対外資料を通じてその普及に取り組みます。

制作プロジェクトの進行においては、コストや工数の透明化を図り、作業効率化によって得られた利益やコスト削減の成果については、パートナーと公平にシェアする姿勢を大切にしています。

当社では約束手形の使用を行っておらず、現金払いや電子記録債権などの迅速で透明性の高い支払い方法への移行を原則とし、支払条件の改善に努めております。

2025年7月24日

ピークマーケティング株式会社

代表取締役 小森 健

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。